

花巻市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年7月16日

花巻市監査委員 阿部 一 男
同 萬 久 也

別紙

令和2年度財政援助団体等監査の結果

1 監査の範囲

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、本市が財政的援助を与えている団体の令和元年度の出納その他の事務執行で財政援助に係るものを監査対象とした。

2 監査の目的

本監査は、市が出資している第三セクターの経営状況の把握、事務執行全般を確認することにより、出資金が有効に活用されているかを検証することを目的として実施した。

3 監査の対象団体および所管課

(1) 株式会社とうわ地域資源開発公社

〔出資金名称〕 令和元年度株式会社とうわ地域資源開発公社出資金

〔所管部署〕 東和総合支所地域振興課

(2) 株式会社東和総合サービス公社

〔出資金名称〕 令和元年度株式会社東和総合サービス公社出資金

〔所管部署〕 東和総合支所地域振興課

4 監査の着眼点

(1) 所管課関係

- ① 出資目的及び出資金額の妥当性について
- ② 出資金の支出手続きについて
- ③ 出資団体の経営成績及び財政状態の把握について
- ④ 出資団体に対する適切な指導監督の実施について

(2) 出資団体関係

- ① 定款並びに経理規定等諸規定の整備について
- ② 設立目的と事業運営の整合について
- ③ 財務諸表作成における法令等への準拠について
- ④ 関係帳票並びに領収書等証拠書類の整備保存について
- ⑤ 会計経理及び財産管理について
- ⑥ 経営成績及び財政状態について
- ⑦ キャッシュフローの状態について

5 監査の期間

令和2年5月18日から令和2年7月2日まで

6 監査の方法

令和元年度の対象団体の業務に係る、出納その他の事務が、所管課においては法令、条例、規則、要綱、規定などに従い適正かつ効率的に執行されているか、出資団体については、団体の定款、規定などに従い適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

監査に当たっては、市監査基準（令和2年4月1日改正）により実施し、現金の保管状況や施設（車両を含む）の状況を確認したほか、所管課より関係書類の提出を求め、事務局職員が証拠書類との照合や会計帳簿の調査などを行った。その予備監査を踏まえ、監査当日、所管課立ち合いのもと事情聴取などにより実施した。

7 監査の結果

担当部署における事務処理は、関係諸法令及び予算の定めるところにより執行され、出資団体においても、株式会社とうわ地域資源開発公社による老朽施設の改修、株式会社東和総合サービス公社による有利子債務の解消等が確認されたところであり、増資に係る関係事務は、おおむね適正であると認められた。

【意見・要望】

経営成績については、両公社とも新型コロナウイルスの感染拡大の影響を大きく受けるところとなり、経営健全化計画初年度を順調な滑り出しが期待されていただけに水を差された感は否めない。

感染拡大防止への備えについては申すまでもなく、公社設立の趣旨に則り、役員各位には、経済活動と地域振興を担う役割と市の財政支援決定に至る経緯を改めて認識され、経営改善計画必達に向けご奮闘いただくとともに所管部署の適時的確な指導を望むものである。